



福岡医発第 3200 号(地)
令和 7 年 3 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

四種混合ワクチンの販売中止に係る対応について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされとともに、本会に対しても日本医師会を通じて周知依頼がありました。

ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風に対して行う第一期の予防接種は、「定期接種実施要領」において、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチン（以下「五種混合ワクチン」という。）又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（以下「四種混合ワクチン」という。）を用いて実施することとしています。

本件は、今般、四種混合ワクチンの製造販売業者から販売中止の連絡があったことを踏まえ、各自治体において、販売中止により四種混合ワクチンを用いて当該第一期の予防接種を完了できないことが予め見込まれる者については、四種混合ワクチン及び乾燥ヘモフィルス b 型ワクチンの残りの接種回数に留意しつつ、定期接種実施要領第 2 の 1（15）に示す接種方法に準じ、五種混合ワクチンを用いて当該第一期の予防接種を完了するよう連絡するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会会員に対し周知方よろしく願いいたします。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 工藤嘉公
会長 島田昇二郎

日医発第 2039 号（健Ⅱ）
令和 7 年 2 月 28 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
笹 本 洋 一

四種混合ワクチンの販売中止に係る対応について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風に対して行う第一期の予防接種は、「定期接種実施要領」において、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチン（以下「五種混合ワクチン」という。）又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（以下「四種混合ワクチン」という。）を用いて実施することとしています。

本事務連絡は、今般、四種混合ワクチンの製造販売業者から販売中止の連絡があったことを踏まえ、各自治体において、販売中止により四種混合ワクチンを用いて当該第一期の予防接種を完了できないことが予め見込まれる者については、四種混合ワクチン及び乾燥ヘモフィルス b 型ワクチンの残りの接種回数に留意しつつ、定期接種実施要領第 2 の 1（15）に示す接種方法に準じ、五種混合ワクチンを用いて当該第一期の予防接種を完了するよう連絡するものです。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 27 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

四種混合ワクチンの販売中止に係る対応について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 7 年 2 月 27 日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡「四種混合ワクチンの販売中止に係る対応について」について、別添の通り各自治体宛て事務連絡を発出いたしました。

つきましては、貴会会員に対する周知についても、御協力いただきますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 27 日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 衛生主幹部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

四種混合ワクチンの販売中止に係る対応について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風に対して行う第一期の予防接種は、「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」において、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチン（以下「五種混合ワクチン」という。）又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（以下「四種混合ワクチン」という。）を用いて実施することとしています。今般、四種混合ワクチンの製造販売業者から販売中止の連絡があったことを踏まえ、各自治体におかれては、販売中止により四種混合ワクチンを用いて当該第一期の予防接種を完了できないことができないと予め見込まれる者については、四種混合ワクチン及び乾燥ヘモフィルス b 型ワクチンの残りの接種回数に留意しつつ、定期接種実施要領第 2 の 1 (15) に示す接種方法に準じ、五種混合ワクチンを用いて当該第一期の予防接種を完了するよう、管下の医療機関等に対する周知等必要な対応をお願いいたします。